

(別紙)

『介護老人福祉施設サービス利用料金表』

2026年6月1日適用

サービス利用料金表(1日あたり)

淡路栄光園

※第1号被保険者で一定以上の所得を有する方は、サービス利用に係る自己負担額が2割又は3割負担となる場合があります。

【1割負担の場合】

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)※	589円	659円	732円	802円	871円

【2割負担の場合】

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,712円	5,272円	5,856円	6,416円	6,968円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)※	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円

【3割負担の場合】

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,123円	4,613円	5,124円	5,614円	6,097円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)※	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円

○保険者(市区町村)への申請により介護保険負担額の認定を受けている方は、所得に応じて下記のような利用者負担の軽減措置があります。但し、ご利用者が世帯非課税であっても、配偶者が課税されている場合や、年金等収入額によって単身で500万円超、夫婦で1,500万円超の預貯金を保有している場合は対象外となり、基準費用額(第4段階)となります。

居住費の所得段階別負担限度額(1日あたり)

※令和8年8月～

	負担限度額			基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	
多床室	0円	430円	530円	915円
従来型個室	380円	480円	980円	1,231円

食費の所得段階別負担限度額(1日あたり)

	負担限度額				基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第3段階②	
食費	300円	390円	680円	1,420円	1800円

<介護福祉施設サービスにおける加算料金(自己負担額)>

当施設の体制やご利用者の心身の状況に応じて以下の加算料金(介護保険の給付対象となるサービス：該当欄に○印あり)をいただきます。(料金は1日あたり)

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
日常生活 継続支援 加算	次のいずれにも該当する場合。 ①新規入居者のうち、要介護度4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又は、たん吸引等が必要な入居者の占める割合が15%以上である。 ②介護福祉士を入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置している。	36円	72円	108円	○
看護体制 加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	4円	8円	12円	○
看護体制 加算(Ⅱ)	次のいずれにも該当する場合。 ①看護職員を常勤換算方法で入居者数25又はその端数を増すごとに1名以上配置している。 ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している。 ③当該施設の看護職員、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保している。	8円	16円	24円	○
夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回っている場合。(従来型)	13円	26円	39円	
夜勤職員配 置加算(Ⅲ)	①夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回っている場合。(従来型) ②夜勤帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している。	16円	32円	48円	○
準ユニット ケア加算	12人程度の小グループ単位でのケア、プライバシーに配慮した居室、ユニット型施設と同等の人員配置等を行っている場合。	5円	10円	15円	
個別機能 訓練加算 (Ⅰ)	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練計画を作成・実施している場合。	12円	24円	36円	○
個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)を算定の上、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他機能訓練に必要な情報を活用する。	20円	40円	60円	○
個別機能 訓練加算 (Ⅲ)	①個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。 ②口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ③入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ④共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。	20円/月	40円/月	60円/月	

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
生活機能向上連携加算 (I) (II)	①外部のリハビリテーション専門職等と連携し、介護老人福祉施設等の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成している。 ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員 その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している。	(I) 100円/月 (II) 200円/月 100円/月 (個別機能訓練を算定している場合)	(I) 200円/月 (II) 400円/月 200円/月 (個別機能訓練を算定している場合)	(I) 300円/月 (II) 600円/月 300円/月 (個別機能訓練を算定している場合)	○
ADL維持等加算 (I) (II)	①評価期間に連続して6ヶ月以上利用した期間のある介護者の集団について要件を満たした場合。 ② (II) ADL維持加算(I)の要件を満たし評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が3以上。	(I) 30円 (II) 60円	(I) 60円 (II) 120円	(I) 90円 (II) 1800円	○
自立支援促進加算	医師が自立支援のために必要な医学的評価を入所時、6月1回見直しを行い、多職種による支援計画を策定、3月1回の見直しを行いケアを実施。医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用。	280/月	560/月	840/月	
若年性認知症受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め受け入れを行った場合。	120円	240円	360円	
障害者生活支援体制加算(I)	視覚障害者等である入居者の数が15以上で、障害者生活支援員を1名以上配置している場合。	26円	52円	78円	
障害者生活支援体制加算(II)	入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置している場合。	41円	82円	123円	
精神科医療指導加算	認知症である入居者が全入居者の1/3以上で、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合。	5円	10円	15円	
常勤医師配置加算	専従の常勤医師を配置している場合。	25円	50円	75円	
外泊加算	入院または外泊をした場合。(入院または外泊の初日と最終日は除き6日間、入院が月をまたがる場合は最大12日間の範囲で、実際に入院した日数分)	246円	492円	738円	(○)
在宅サービスを利用した時の費用	外泊の初日及び最終日は算定できない。 外泊時費用を算定している際には、併算できない。	560円	1,120円	1,680円	

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
身体拘束廃止未実施減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録する。 ②身体的拘束等の委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底する。 ③身体的拘束等の適正化の指針を整備し、介護職員等に身体的拘束等の適正化の研修を定期的実施している。	所定の単位数より 10%減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果について従業者に周知徹底すること。虐待防止のための指針を整備や研修を定期的実施すること。適切に実施するための担当者を置くこと。	所定の単位数より 1%減算			
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	所定の単位数より 3%減算			
安全管理体制未実施減算	①事故発生防止のための指針の整備。 ②事故が発生した場合等における報告と、その分析通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。 ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施。	-5円	-10円	-15円	
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	20円/ 入所時	40円/ 入所時	60円/ 入所時	(○)
排泄支援加算 (I) (II) (III) (IV)	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または適時医師と連携した看護師が判断し、利用者もそれを希望する場合、他職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として排泄に介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援計画の作成評価結果を厚生労働省に提出し、支援に当たって当該情報を活用。	(I) 10円/月 (II) 15円/月 (III) 20円/月 (IV) 100/月	(I) 20円/月 (II) 30円/月 (III) 40円/月 (IV) 200/月	(I) 30円/月 (II) 45円/月 (III) 60円/月 (IV) 300/月	○
褥瘡マネジメント加算 (I) (II) (III)	①入所者全員に対する要件 「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、評価結果を厚生労働省に提出し、支援に当たって当該情報を活用。 ②①の評価の結果、褥瘡の発生にかかるリスクがあるとされた入所者に対する要件 ・関連職種のもの共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、入所者ごとに管理する ・3ヶ月に1回を限度とする。	(I) 3円/月 (II) 13円/月 (III) 10円/月	(I) 6円/月 (II) 26円/月 (III) 20円/月	(I) 9円/月 (II) 39円/月 (III) 30円/月	○

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
初期加算	入居した日から30日以内の期間。(30日を超える入院後、再入居した場合も同様)	30円	60円	90円	(○)
栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成・評価し入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出。継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	11円	22円	33円	
栄養ケア・マネジメントの未実施	状態に応じた栄養管理の計画的な実施が未実施の場合。	-14円	-28円	-42円	
療養食加算	医師の指示のもと、療養食が必要な方に管理栄養士が管理する食事が提供された場合、1日3食を限度とし、1食を1回として算定する。	6円/回	12円/回	18円/回	(○)
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった又は、特別食が必要とする場合、管理栄養士が当該医療機関の栄養食事指導に同席し、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設に再入所した場合に、1回限算定できる。	200円/月	400円/月	600円/月	(○)
退所時栄養情報連携加算	①管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ②1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。	70円/回	140円/回	210円/回	(○)
経口移行加算	経管栄養の方に対して経口摂取への移行に関わる援助を管理栄養士及び看護職員が行った場合。(180日間を限度)	28円	56円	84円	(○)
経口維持加算(I)	医師又は歯科医師の指示に基づき、著しい誤嚥(気管に食物が入ってしまうこと)がある方に対して食事に関わる援助を行った場合。	400円/月	800円/月	1,200円/月	(○)
経口維持加算(II)	経口維持加算(I)を算定するに当たり、医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合。	100円/月	200円/月	300円/月	
口腔衛生管理加算(I)(II)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。 (II) (I)の要件に加え、口腔衛生などの管理に関わる計画の内容などの情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。	(I) 90円/月 (II) 110円/月	(I) 180円/月 (II) 220円/月	(I) 270円/月 (II) 330円/月	(○)

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
退所時等 相談援助 加算	退居の相談援助等を行った場合。 (援助内容により料金が異なります)	400～ 500 円/回	800～ 1,000 円/回	1,200～ 1,500 円/回	(○)
配置医師 緊急時 対応加算	①入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての 情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡 方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医 師と施設の間で具体的な取り組みがされている。 ②複数名の配置医師を置いていること、もしくは配置 医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ て24時間体制を確保している。 ③看護体制加算(Ⅱ)を算定している。 ④早朝・夜間、深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に施設を 訪問し、診療を行う必要があった理由を記録する。	325円 /回 配置医師 の通常 の勤務時間 外の場合	650円 /回 配置医師 の通常 の勤務時間 外の場合	975円 /回 配置医師 の通常 の勤務時間 外の場合	
		650円 /回 早朝・ 夜間の 場合	1,300円 /回 早朝・ 夜間の 場合	1,950円 /回 早朝・ 夜間の 場合	
		1,300円 /回 深夜の 場合	2,600円 /回 深夜の 場合	3,900円 /回 深夜の 場合	

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当	
科学的 介護推進 体制加算 (I)(II)	入所者・利用者ごとの心身の状況等（IIについては心身、疾病の状況等）の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 サービス提供に当たって、必要な情報を活用していること。 LIFEの提出頻度について、ほかのLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3カ月に1回」に見直す。	(I) 40円/月	(I) 80円/月	(I) 120円/月	(○)	
		(II) 50円/月	(II) 100円/月	(II) 150円/月		
看取り 介護加算(I)	看取り介護を行った場合(45日間を限度) 退居した日の翌日から死亡日までの間は 算定しない。	死亡日以前 31日以上 45日以下	72円	144円	216円	(○)
		死亡日以前 4日以上 30日以下	144円	288円	432円	(○)
		死亡日 前日及び 前々日	680円	1,360円	2,040円	(○)
		死亡日	1,280円	2,560円	3,840円	(○)
看取り 介護加算(II)	上記と同様の内容。 《追加》 ①入所者に対する緊急時の注意事項や 病状等についての情報共有の方法及び 曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や 診察を依頼するタイミングなどについ て、配置医師と施設の間で、具体的な取 り組みをする。 ②複数名の配置医師を置いていること、 もしくは配置医師と協力医療機関の医 師が連携し、施設の求めに応じて24時 間対応できる体制を確保できている。 ③看護体制加算(II)を算定。	死亡日以前 31日以上 45日以下	72円	144円	216円	
		死亡日以前 4日以上 30日以下	144円	288円	432円	
		死亡日前日 及び 前々日	780円	1,560円	2,340円	
		死亡日	1,580円	3,160円	4,740円	

<p>認知症 専門ケア 加算(Ⅰ)</p>	<p>次のいずれにも該当する場合。 ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上配置。 ③職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的で開催している。</p>	<p>3円</p>	<p>6円</p>	<p>9円</p>	<p>(○)</p>
<p>認知症 専門ケア 加算(Ⅱ)</p>	<p>次のいずれにも該当する場合。 ①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 ②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している。</p>	<p>4円</p>	<p>8円</p>	<p>12円</p>	
<p>認知症チームケ ア推進加算 (Ⅰ)</p>	<p>次のいずれにも該当する場合。 ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上 ②認知症介護の指導に関わる専門的な研修を修了している者、認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、複数の介護職員による認知症状によるチームを組んでいること。 ③個別に認知症の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し、認知症の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、行動、心理症状の有無及び程度について定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。</p>	<p>150円/月</p>	<p>300円/月</p>	<p>450円/月</p>	<p>(○)</p>
<p>認知症チームケ ア推進加算 (Ⅱ)</p>	<p>①認知症チームケア推進加算(Ⅰ)①、③④に掲げる基準に適合すること。 ②認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。</p>	<p>120円/月</p>	<p>240円/月</p>	<p>360円/月</p>	

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断された場合。(7日間を限度)	200円	400円	600円	(○)
在宅復帰支援機能加算	在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合。	10円	20円	30円	
在宅・入所相互利用加算	複数の利用者が在宅期間と入居期間(3ヶ月を限度)を定めて当該施設の居室を計画的に利用する場合。	40円	80円	120円	
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。	594円/月	1188円/月	1782円/月	
協力医療機関連携加算	①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則としてけいれる体制を確保していること。	(1) 100円/月 (2) 5円/月	(1) 200円/月 (2) 10円/月	(1) 300円/月 (2) 15円/月	○
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。	250円/回	500円/回	750円/回	

<p>高齢者施設等感染対策向上加算 (I)</p>	<p>①感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</p>	<p>10円/月</p>	<p>20円/月</p>	<p>30円/月</p>	<p>○</p>
<p>高齢者施設等感染対策向上加算 (II)</p>	<p>診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。</p>	<p>5円/月</p>	<p>10円/月</p>	<p>15円/月</p>	
<p>新興感染症等施設療養費</p>	<p>入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。</p>	<p>240円</p>	<p>480円</p>	<p>720円</p>	
<p>業務継続計画未実施減算</p>	<p>以下の基準に適合していない場合。 ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。</p>	<p>所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算</p>			

生産性向上推進 体制加算 (I)	(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。 ○見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。 ○職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。	100円/月	200円/月	300円/月	
生産性向上推進 体制加算 (II)	○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。	10円/月	20円/月	30円/月	
サービス 提供体制 強化加算 (I)	①介護福祉士が80%以上配置されている。 ②勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上。	22円	44円	66円	
サービス 提供体制 強化加算 (II)	①介護福祉士が60%以上配置されている。	18円	36円	54円	○
サービス 提供体制 強化加算 (III)	①介護福祉士50%以上配置されている。 ②常勤職員75%以上配置されている。 ③勤続7年以上30%以上配置されている。	6円	12円	18円	
介護職員 等処遇改善 加算(I)ロ	介護従事者を対象に幅広く賃上げを実現する措置を実施するとともに生産性向上や協働化に取り組む事業者を条件に加算を算定する。	所定の 単位数 ×17.6%			○

注1)日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算とを重複で算定することはありません。

注2)サービス提供体制強化加算は、該当するいずれか1つを算定します。

注3)該当欄(○)は、対象となった場合に算定する加算です。

注4)サービス利用料金に変更がある場合は1ヶ月前に文書にて通知します。